



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年1月27日金曜日 第377号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....(保健福祉課).....33  
 指定医療機関の変更.....( " ).....33  
 指定医療機関の廃止の届出.....( " ).....33  
 指定医療機関の辞退.....( " ).....34  
 指定施設機関の辞退.....( " ).....34  
 介護機関(居宅介護事業者)の指定.....( " ).....34  
 指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....( " ).....34  
 指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....( " ).....34  
 救急病院の協力申出(2件).....(医療対策課).....34  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....(経営支援課).....35  
 落札者等の告示.....(水産課).....35  
 公共測量の実施の通知.....(道路維持課).....36  
 都市計画事業の事業計画の変更認可(2件).....(都市整備課).....36  
 建設業者の許可の取消し.....(東予地方局管理課).....36  
 土地改良区の定款変更の認可(2件).....(中予地方局農村整備第一課).....36  
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....( " ).....37  
 開発行為に関する工事の完了.....(中予地方局建築指導課).....37  
 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線外).....(南予地方局大洲土木事務所).....37  
 道路の供用開始(県道宇和明浜線).....(南予地方局西予土木事務所).....37

### 雑 報

令和4年度行政書士試験合格者の公示.....(私学文書課).....37

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第80号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
岡本歯科医院	大洲市大洲18番地1	平成31年4月1日
うわじま薬局	宇和島市堀端町1-18	令和4年12月1日
松原歯科医院	西条市大町709-5	令和4年12月1日
ミライノ薬局川之江店	四国中央市川之江町1299	令和5年1月1日

#### ○愛媛県告示第81号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) みやはら腎・泌尿器科クリニック	新居浜市八幡二丁目6番30号	令和5年1月1日
(変更前) 宮原医院		

#### ○愛媛県告示第82号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
岡本歯科医院	大洲市大洲18番地1	平成31年3月31日
うわじま薬局	宇和島市堀端町1-18	令和4年11月30日
医療法人 真總會 ますだ歯科医院	宇和島市栄町港二丁目2番25号	令和4年12月28日

高瀬歯科医院	今治市近見町二丁目1番52	令和4年12月31日
--------	---------------	------------

○愛媛県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
ひまわり歯科	東温市志津川南七丁目3番地5	令和4年12月27日

○愛媛県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定施術機関の辞退があった。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の名称	施術機関の所在地	辞退年月日
すまいる鍼灸接骨院	新居浜市東雲町二丁目6-17	令和4年12月31日

○愛媛県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 今井クリニック整形外科	西条市丹原町今井106番1	ケアコンシェルジュ今井	西条市丹原町今井155番1	令和4年9月20日

○愛媛県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
高瀬 讓	今治市近見町二丁目1-52	高瀬歯科医院	今治市近見町二丁目1-52	令和4年12月31日

○愛媛県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
高瀬 讓	今治市近見町二丁目1-52	高瀬歯科医院	今治市近見町二丁目1-52	令和4年12月31日

○愛媛県告示第88号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
野本記念病院	松山市三番町五丁目12番地1	医療法人財団仁清会	令和8年1月31日まで

松山市民病院	松山市大手町二丁目6番地5	一般財団法人永瀬会	令和8年1月31日まで
松山赤十字病院	松山市文京町1番地	日本赤十字社	令和8年1月31日まで
愛媛県立中央病院	松山市春日町83番地	愛媛県	令和8年1月31日まで
南松山病院	松山市朝生田町一丁目3番10号	社会医療法人仁友会	令和8年1月31日まで
梶浦病院	松山市三番町四丁目4番地5	医療法人慈愛会	令和8年1月31日まで
愛媛生協病院	松山市来住町1091番地1	愛媛医療生活協同組合	令和8年1月31日まで

第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638番地	八幡浜市	令和8年1月31日まで
大洲中央病院	大洲市東大洲5番地	社会医療法人北斗会	令和8年1月31日まで
大洲記念病院	大洲市徳森1512番地1	医療法人忍風会	令和8年1月31日まで

○愛媛県告示第89号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）

○愛媛県告示第90号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
DCM新居浜店	新居浜市瀬戸町甲4075番地	大規模小売店舗の名称	DCMダイキ新居浜店	DCM新居浜店	令和4年3月1日	令和5年1月17日
		大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島 正之	DCMダイキ株式会社 代表取締役 中川 真行	令和2年5月25日	
		大規模小売店舗において小売業を行う者	DCMダイキ株式会社 松山市美沢一丁目9番1号 代表取締役 小島 正之	DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規	令和3年3月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第91号

次のとおり落札者を決定した。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
水産修第1号 漁業取締船「せとかぜ」定期検査に係る機関修繕業務一式	愛媛県農林水産部 水産局水産課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和5年1月18日	株式会社大東工作所 兵庫県神戸市兵庫区出在家町二丁目6番2号	55,000,000円	一般競争入札	令和4年11月29日

○愛媛県告示第92号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 作業期間 令和5年1月16日から  
2月28日まで
- 作業地域 愛媛県南宇和郡愛南町小山地区～中川地区

○愛媛県告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業3・2・60号松山駅北東西線及び3・3・10号松山駅前衣山線（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

- 事業施行期間  
平成28年11月29日から  
令和9年3月31日まで

2 事業地

- 収用の部分  
変更なし
- 使用の部分  
なし

○愛媛県告示第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、西条都市計画下水道事業東予・丹原公共下水道（西条市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

- 事業施行期間  
昭和58年7月26日から  
令和6年3月31日まで

2 事業地

- 収用の部分  
変更なし
- 使用の部分  
変更なし

○愛媛県告示第95号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-4)第18692号	令和4年11月14日	(株)リンサット	福田 智範	西条市大町794-2	令和4年11月24日	内装仕上工事業	建設業の廃止（一部）
(特-3)第799号	令和3年11月8日	(有)小川工務店	小川 憲人	越智郡上島町弓削鎌田237	令和4年12月7日	造園工事業	建設業の廃止（一部）
(般-3)第9319号	令和3年12月22日	(株)小川洋行	小川 千代	越智郡上島町弓削下弓削987-3	令和4年12月7日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-29)第7473号	平成30年1月21日	(有)羽藤組	羽藤 武司	今治市徳重288-1	令和4年12月23日	板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市東長戸土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年1月27日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

○愛媛県告示第97号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市南吉田町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年1月27日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

○愛媛県告示第98号

松山市太山寺土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年1月27日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 松山市太山寺土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 松山市太山寺土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
令和5年1月30日から令和5年2月27日まで
- 3 縦覧場所  
松山市役所本庁

○愛媛県告示第99号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年1月27日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第42号 令和5年1月20日	東温市志津川字町筋甲636番1、甲636番2、甲636番6、甲636番13、甲636番14、甲636番15	松山市勝山町二丁目4番地7 株式会社ミツワ都市開発

○愛媛県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	小田河辺大洲線	大洲市森山乙437番7から 同市森山甲711番1まで	旧	メートル 5.10～9.91	キロメートル 0.167	
			新	5.10～9.91 及び 5.00～15.01	0.167 及び 0.165	
"	大洲野村線	大洲市菅田町大竹甲342番11から 同町大竹甲333番9まで	旧	8.8～12.6	0.188	
			新	8.9～23.3	0.188	

○愛媛県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年1月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地767番6から 同町俵津2番耕地771番2まで	令和5年1月27日

雑 報

○公 告

令和4年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された

行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和5年1月27日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一 照

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7510005	7510076	7510204	7510361
7510007	7510092	7510205	7510362
7510020	7510101	7510211	7510394
7510033	7510113	7510229	7510429
7510037	7510123	7510230	7510441
7510041	7510141	7510234	7510458
7510042	7510146	7510235	7510462
7510049	7510177	7510236	7510465
7510053	7510181	7510259	7510480
7510063	7510185	7510288	7510484
7510066	7510186	7510291	7510493
7510067	7510201	7510332	